



介護を巡る最近の傾向と相続への備えについて考える

MUFG相続研究所 所長 **いりえ まこと**
入江 誠

令和時代の介護と相続

「高齢で身体機能が低下しても、家族に迷惑をかけたくない」。2023年(令和5年)9月にMUFG相続研究所が実施した意識調査では約8割の方が「そう思う」と答えています。一方で、「家族以外の人のお世話にはなりたくない」は約3割、「介護施設には入りたくない」は約4割の方が、「そう思う」という結果でした。つまり、なるべく他の人の支援を受けることなく、自立した生活を送りたいということだと思います。

ただし、統計からは年齢を重ねるほど要支援・要介護の認定率は上昇し、85歳以上になると、約6割の方が認定されています※1。

※1:厚生労働省「介護給付費等実態統計月報」/2024年3月審査分、総務省「人口推計月報」/2024年3月概算値をもとに計算

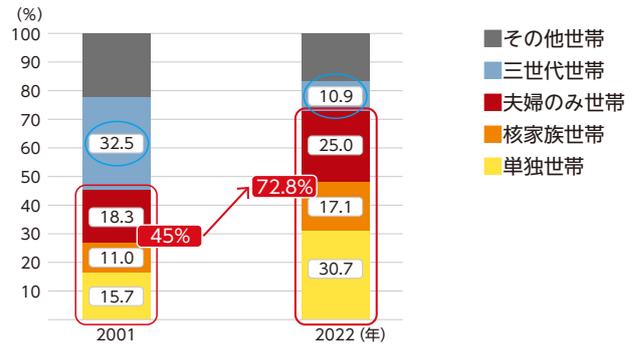
そこで今回は、介護と相続について考えてみましょう。

【図表1】は、要介護者等※2がいる世帯の構成割合の推移です。約20年間で、三世帯世帯が32.5%から10.9%に減少している一方、単独世帯・核家族世帯・夫婦のみ世帯が合計で45%から72.8%へと大幅に増加しています。

次に在宅介護における主な介護者(介護をしている方)の属性の変化を【図表2】で見てください。2001年では、主な介護者は介護を受けている人の同居のご家族(具体的には配偶者、子ども、子どもの配偶者)が合わせて約7割を占めています。当時の在宅介護では、同居家族による介護が一般的だったことが分かります。それが2022年になると、子どもと子どもの配偶者の比率が減少し、特に、子どもの配偶者は22.5%から5.4%と大幅に減少しています。子どもの割合はコロナ禍以降減少傾向にあり、その代わりに増加しているのが事業者、いわゆる高齢者サポート事業者等です。このような変化は、ライフスタイルや家族のあり方の多様化を反映した「時代の流れ」とも言えると思います。

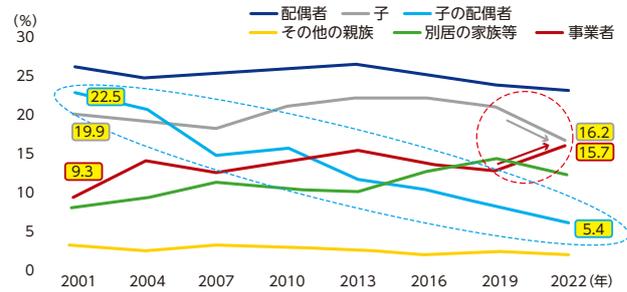
※2:介護保険法の要支援又は要介護と認定された者のうち、在宅の者

図表1 要介護者等のある世帯の状況



出所:厚生労働省 国民生活基礎調査(2022年)をもとに加工

図表2 主な介護者の属性の変化

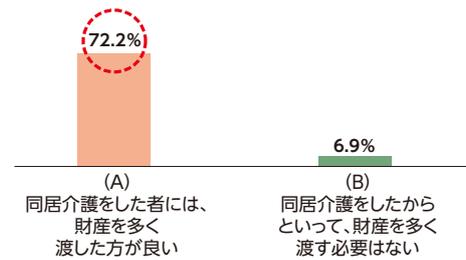


出所:厚生労働省 国民生活基礎調査

次ページへつづく▶

さて、このことが相続とどのような関係があるのでしょうか。冒頭でご紹介した意識調査の中で、子どもへの財産の配分として、(A)「介護をした者には多く渡した方が良い」か、それとも(B)「介護をしたからといって多く渡す必要はない」か、どちらに考えが近いか聞いたところ、圧倒的に前者の(A)が多数でした【図表3】。日本では昔から、面倒をみた子どもが多く相続すべきである、という「対価型相続」という考え方がありますので、納得感がありますし、「家族には迷惑をかけたくない」という思いの裏返しかもしれません。

図表3 相続に関する意識



出所：MUFG相続研究所
「日本人の相続観と相続リテラシー
～相続に関する意識調査より～」(2023年)をもとに加工

では、介護をした者が相続で多くの財産を受け取るには具体的にどうすればよいのでしょうか。子どもは相続人として遺産分割協議で寄与分^{※3}を主張することができますが、子どもの配偶者は相続人ではありませんので、そもそも遺産分割協議に参加することができません。

※3:被相続人の療養看護等、被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与があった法定相続人に認められている権利。(民法第904条の2より)

それでは不公平だ、ということで、平成30年の民法改正で特別寄与料制度が創設されました。これは相続人以外の親族(子どもの配偶者も含まれますが、内縁の夫や妻は含まれません)が無償で介護等をしたときに、相続人に対して寄与度に応じた金銭を請求できる制度ですが、実際に金銭を受け取るには請求する必要があるため、中には躊躇される方もいるかもしれません。

なお、相続人による寄与分も、相続人以外の親族による特別寄与料も、算出するための具体的な基準はなく、基本的には当事者間での話し合いになります。そして、それぞれの主張に隔たりがある者同士の話し合いは、時に最後までかみ合わないことも珍しくありません。

子どもや子どもの配偶者など親族から介護を受ける可能性がある場合、必ずしも親族からの介護が当たり前ではなくなってきたことを認識することが大切です。

将来の相続時のトラブル防止に向けた対策としては、主に2つあると思います。1つ目は、介護を受けることになった場合、無償ではなく、見合う費用を計算して相手が親族でも定期的に支払うことです。介護事業者の設定している料金等が参考になると思います。「そんな水くさいことは…」と思われるかもしれませんが、費用を支払うことで、遺産分割協議での寄与分を巡る争いや、相続人に対する特別寄与料の請求を避けられる可能性がありますので、家族への思いやりとして検討されることをお勧めします。

2つ目は、介護をしてくれた人に遺言で財産を多く遺すことです。法的に有効で執行可能な遺言があれば、遺産分割協議は不要ですし、相続人以外の介護者(子どもの配偶者等)にも確実に財産を遺すことができます。最終的にどの程度の介護を受けることになるか分からないので悩ましいとは思いますが、介護を受けているうちに意思能力や気力が低下して遺言を作成できなくなり、結果的に、介護をしてくれた人に大きな負担をかけてしまう可能性もあります。

介護を巡る最近の傾向も勘案して、早いうちに感謝の気持ちを形にしておくことが大切です。